

平成29年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 平成29年9月15日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第105号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（9名）

1番 小杉武仁君	2番 木村貞雄君
3番 稲葉久美子君	4番 大滝国吉君
5番 三田敏秋君	6番 佐藤重陽君
7番 河村幸雄君	8番 鈴木好彦君
9番 鈴木いせ子君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
渡辺昌君 小林重平君
- 7 地方自治法第105条による出席者
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	木村正夫君
同課教育総務室長	伊藤浩君
生涯学習課長	板垣敏幸君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君
同課社会教育推進室係長	山田美和子君
同課社会教育推進室係長	伊藤幸夫君
同課スポーツ推進室長	永田満君
同課スポーツ推進室副参事	土田孝君
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君
同課教育情報センター長	松田明君
同課教育情報センター副参事	宮本一則君
同課教育情報センター係長	石田百合子君
商工観光課長	竹内和広君
- 10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子

（午前10時00分）
委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

日程第8 議第105号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当

課長（生涯学習課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

生涯学習課長 おはようございます。それでは、議第105号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。本案については、議第110号で提案している村上市勤労青少年ホーム条例の廃止に伴い、体育館部分を村上市体育施設瀬波体育館として利用したいことから、本条例の一部を改正するものだ。改正の内容としては、別表第1では瀬波体育館の名称及び位置を加え、別表第2では瀬波体育館の利用期間、利用時間、休業日を他の体育施設と同様の内容で加えるものだ。別表第3では、瀬波体育館の使用料を村上体育館等と同じ料金体系の表に追加をするものだ。なお、この規定については、平成30年4月1日から適用するものである。以上、よろしくお願ひいたします。

（質 疑）

佐藤 重陽 ないつもりだったのだけれども、1つだけ。利用料のところなのだけれども、村上体育館、朝日総合体育館、山北総合体育館と瀬波体育館、一緒の、同一の金額にすると瀬波体育館は割と小ぢんまりしたところで、何か割高感があるような気がするのだけれども。

生涯学習課長 体育施設については、このほか神林体育館、荒川体育館のほうとまた料金別料金体系があるが、今回追加をしようとする瀬波体育館については、アリーナのほかにステージを利用する団体さんがいらっしゃるということで、このステージのほうの利用を見込むと、こちらのほうの表に加えたほうが適切であるというような判断のもとに、こちらのほうに瀬波体育館を追加したものである。

佐藤 重陽 わかった。あと、これ生涯学習課で管理していく、そのほうが統一性とれてトータル管理できるからいいのかもしれないけれども、本館の部分はあれ市の公民館というところに今回書いたが、そう考えるとあれは公民館の一緒の管理にしまったほうが生涯学習課としては本当は管理上楽だったのではない。そういうことは特に問題ないのか。

生涯学習課長 管理については、これから詳細を所管課のほうと詰めていくというような予定にしているが、現在の予定としては、一応直営という形になるが、その利用の申し込み、受け付け等については、これまでどおり施設のほうで行っていただくというような形のものを想定してこれから調整をさせていただきたいというふうに考えている。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第105号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午前10時05分）